

鳥取県グローバルリーダー育成事業運営指導委員会運営要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県グローバルリーダー育成事業運営指導委員会（以下「運営指導委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 運営指導委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査・審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校の教育課程の研究開発、指導実践等の体制整備に関すること。
- (2) (1)の成果の検証及び評価の効果的な手法開発に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、グローバルリーダー育成の推進に関すること。

(組織)

第3条 運営指導委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営指導委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営指導委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 運営指導委員会は、委員長（委員長が定まる前にあつては運営指導委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 運営指導委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運営指導委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営指導委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課において行う。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。